

## 平成 18 年度 9 月議会 一般質問 Q&A

### 平成 18 年度 9 月議会一般質問内容

1. 大垣市の財政の今後の見通しについて
2. 障害者自立支援法に関して
3. 岐阜県の裏金問題に関連して
4. 外国籍の子供の教育について

### 1. 大垣市の財政の今後の見通しについて

大垣市の財政で一番特徴的なのは市債残高の大きさです。直近の「大垣市の財政」を見ましても、市債残高が 888 億円です。これは 1 市 2 町が合併したあとの金額ですが、その他に土地開発公社の先行取得した土地購入の借金も含めるとまだ 1000 億円以上の借金があるということです。一般会計の市債残高 467 億円で一番多いのが一般単独債 165 億円、次に臨時財政対策債 94 億円、3 番目は減税補てん債 56 億円となっていて、これでも小川市政になって市債残高を減らしてきた努力の結果であります。特別会計では 420 億円で 367 億円が下水道事業によるものです。下水道事業について別の機会にしまして、今回は一般会計の財政を中心に質問します。

#### 1) 類似都市と比較して

この間、小川市政が市債残高を減らすために努力されてきたことは承知しています。ただ依然として予算のかなで公債費の占める割合は大きく、ここ数年、予算総額 450 億円で約 65 億円は借金返済のために出さなければならないのは大変苦しいことです。特に高齢化社会に対応し、また「子育て日本一」を実現しようとするならば、民生関係に予算をまわすことが求められます。

(資料の表) これは、自治体が自由に使うことができる一般財源について、大垣市の場合どのように使われているか、類似団体と比較したものです。金額は人口一人当たりで出してあります。性質別歳出で見ますと、人件費と扶助費は類似団体より低く、公債費と普通建設事業は類似団体より高く出ています。目的別歳出を見ても民生費や衛生費は類似団体より少なく、土木費と公債費は高く出ています。これは、大垣市は借金返済に苦しんでいても、それでも普通建設費といった投資的経費は類似団体より多く使っていることがわかります。そして、依然として公債費(借金返済の金額)は少なくならず民生費など福祉の分野にまわる予算が少ないということです。高齢化社会が進み、この分野の予算確保が求められます。民生費の予算をせめて類似団体並みのレベルまで早急に引き上げていただきたいものです。

そこでお聞きしますが、大垣市の場合、なぜ民生関係の予算が少なく土木費が多いのか、

## 平成 18 年度 9 月議会一般質問

また公債費比率が高いのに類似団体と比べて普通建設事業費多いわけですがこれは更なる借金を重ねることになりますが、なぜ投資的経費が多いのかお答えください。

### 2) 土地開発公社の健全化計画の進捗状況と達成の見通しについて

平成 13 年、土地開発公社の長期保有の土地いわゆる塩漬けの土地の健全化計画が出されました。この塩漬けの土地について全国的に問題になり、総務省は問題の自治体に対して 5 年の健全化計画を立てるように指示し、大垣市もその対象だったようです。大垣市も立てなければならず、総務省の「5 年計画」では困難と大垣市は独自に「10 年計画」で健全化させるというものでした。平成 17 年度で前半の計画が終了したわけですが、その進捗状況をお聞かせください。そして、前半が終わった段階で、塩漬けの土地がどれだけ残っており、残り 5 年間で処分できる見通しを明らかにしてください。

### 3) 公債費比率の将来見通しについて

大垣市の第 3 次行政改革の中で、「公債残高の抑制」をかかげ、「平成 17 年度までには概ね 15% に抑制する」と挙げていました。しかし、実際は平成 17 年度では 17.4% でした。ここ数年 17% から 18% と続いています。大垣市の財政運営にとって大きな負担になっている公債費比率の抑制の見通しを明らかにしてください。

大垣市の場合、類似団体との比較で明らかなように、公債費の金額はダントツに多いわけですが、このような状況下でも、投資的経費も類似団体と比べて高いわけですが。一般的にインフラの進んだ自治体では投資的経費は少なくなり、ソフト面や施設の維持費や修繕費に予算がかかってくるといわれていますが、大垣市の場合インフラの整備はどの程度進んでいるのでしょうか。大垣の場合、当面最低限行わなければならない投資的事業はどのようなものがあるのか明らかにしてください。そして、ここ数年投資に費やした予算は年間 50 億円前後ですが、年間予算のどの範囲に押さえれば公債費比率 15% 以下にすることができるのでしょうか。

### 4) 地方交付税と臨時財政対策債や合併特例債の問題について

資料 2 をご覧ください。これは、総務省が自治体に対して発行する基準財政需要額総括表からつくった普通交付税の推移などを表したものです。これを見ると自治体に対する総務省の考え方が良くわかります。総務省はそれぞれの自治体の基準財政需要額を決め、それに基づき地方交付税を決めてきます。この資料は、1995 年を基準に基準財政需要額や基準財政収入額および地方交付税の推移を指数で示したものです。地方交付税は基準財政需用額から基準財政収入額を引いたものです。地方交付税の推移は 2000 年度をピークにその後年々減ってきています。それは何か、基準財政収入額はほとんど変化がありません。むしろ、ここ 3 年ばかりは 95 年水準を下回っているのに、地方交付税は減っているわけですね。それは、支出にあたる基準財政需要額の算定を小さくしているためです。

その中でも特に投資的経費の金額を95年と比べると66%まで落としているため基準財政需要額が圧縮され、その結果、収入額が増えなくても04年05年のように収入がへっても、基準財政需用額を小さくしているため、地方交付税は減っていったわけです。

地方交付税の減っているもう一つの理由は、臨時財政対策債の発行です。本来国が出さなければならない地方交付税を臨時財政対策債という借金で足りない分を補てんさせたためです。そのかわり臨時財政対策債の償還金は（借金の返済）地方交付税で面倒みましようということになっています。この臨時財政対策債が年々増えてきました。今年の市債残高ではこの臨時財政対策債の金額が2番目に多い94億円になっています。もちろん、この借金は国が地方交付税で措置すると言っているわけですが、それはあくまで地方交付税をもらっているときだけの事で、不交付団体になれば、この借金は丸々地方自治体が返済していかなければならないものです。

今、全国で問題になっているのは、一定財政力のある自治体がこの間の基準財政需用額の圧縮で財政力指数が1となり、不交付団体になったため、この臨時財政対策債や合併特例債をまるまる自治体で返済しなければならなくなりました。

大垣市の場合はどうでしょうか。大垣市は今年から1市2町の合併で、少し変わってきています。資料では「1本算定」と「1市2町の合併算定替」そして「旧大垣市」とそれぞれ計算された数字を載せました。この「合併算定替」は10年間保障されるわけですが、「合併算定替」で見ますと、05年度は1市2町の地方交付税の合計が30億7千万円に対して06年度の合併算定替では23億円と地方交付税が減額されています。旧大垣市だけで比べてみると05年度が14億8千万円ですが06年度では7億円に減額しています。06年度の「一本算定」で見ると13億8千万円で05年度旧大垣市の地方交付税より少なくなっています。合併しても基準財政需要額が圧縮されているため地方交付税は年々減っています。この調子でいくといずれは不交付団体となって、本来地方交付税で面倒見はずの臨時財政対策債もまるまる大垣市で返済しなければならないのではと危惧します。

さらに、合併特例債についてですが、この借金は合併に伴う建設事業は95%まで合併特例債として借金で事業を行うことができ、そのうちの7割は地方交付税で措置しましょうというものです。大垣市は230億円の合併特例債を使うことができると聞いていますが、臨時財政対策債と同じで、どれだけ地方交付税で措置されるといっても、正確には「地方交付税の算定の基礎になる基準財政需要額に算入する」というもので、不交付団体になればまるまる地方で返済していかなければなりません。

現在、地方交付税の見直しが行われ、戦後最大の手直しを行おうとしているとも言われています。聞くところによると、財政力指数0.6レベルのところまでは不交付団体にするとか、20万人都市の半分は不交付団体にするといった話も聞きました。合併特例債が230億円使えるからといって安易に活用するのは危険です。運用については極力慎重にお願いします。

## 回 答

大垣市財政の今後の見通しにつきまして、ご答弁申し上げます。

本市の予算配分の特徴につきましては、一人当たり充当一般財源を平成 15 年度決算で、類似団体と比較いたしますと、性質別では、人件費で 1,531 円、扶助費で 1,416 円少なく、公債費で 8,999 円、普通建設事業費で 6,152 円多くなっており、目的別で見ますと、民生費で 1,259 円少なく、土木費で 5,787 円多くなっております。

これは、生活保護費が 1,360 円少ないこと、河川費が 4,014 円多いことが、その主な要因でございます。

公債費につきましては、平成 14 年度をピークに減少に転じており、平成 21 年度には、平成 15 年度の類似団体の水準まで下がると想定しております。

投資的事業につきましては、重要課題であります、治水対策、学校等の耐震化対策及び大垣駅北口広場整備事業などの都市基盤整備などを重点に、きめ細かく実施していく必要があると認識しています。

次に、平成 17 年度の公債比率は 17.4%で、前年度より 1.0 ポイント減少しておりますが、依然として高い水準でございます。

今後の見通しでございますが、これまでの地方債の抑制の効果に加えまして、今後交付税算入割合が高い臨時財政特例債や、合併特例債などへ順次置き換わること、借入額を毎年 45 億円程度に抑制を図ることにより、大垣市行政経営戦略計画での平成 21 年度目標値 14.8%は達成できるものと想定いたしております。

最後に地方交付税の見通しでございますが、国におきましては平成 23 年度のプライマリバランスの均衡を目指し、歳出・歳入改革が引き続き実施されるため、税収の回復と合わせ、地方交付税は漸減するものと予想しております。

本市の地方交付税は合併算定替により、旧大垣市、旧上石津町、旧墨俣町のそれぞれの財源不足額を合計したものを基準に交付されますが、このままの景気回復基調が続けば、旧大垣市の財源不足額は数年でゼロに、旧 2 町分は緩やかに減少していくものと想定しております。

こうしたことから、合併特例債につきましては、今後過度な負担がかからないよう市債残高には十分注意を払いつつ、活用してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

土地開発公社の健全化計画の進捗状況について、ご答弁申し上げます。

土地開発公社の経営健全化計画につきましては、平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 ヵ年計画で「平成 11 年度末簿価額」を基準に、簿価総額を平成 13 年度の 189 億 9,400 万円から平成 22 年度末で 97 億 8,600 万円に、削減目標額を 92 億 800 万円とする計画を策定し、その削減に努めているところでございます。

## 平成 18 年度 9 月議会一般質問

このうち、平成 17 年度末までの前期 5 年間の進捗状況につきましては、削減目標額 35 億 900 万円に対し、実行額は 35 億 8,400 万円で達成率は約 102%となっております。

また、本年 3 月には、「平成 16 年度末簿価額」を基準に簿価総額を平成 18 年度 176 億 2,200 万円から平成 22 年度末までに 132 億 9,800 万円とし、5 年間で 43 億 2,400 万円を削減目標とする後期健全化計画を策定したところでございます。

なお、平成 18 年度簿価総額は、平成 12 年度以降の利息と街路・道路用地等の新たな事業化に伴う取得分が含まれております。

この後期の削減目標額は、非常に厳しい財政状況や市債残高等を勘案し、実効性のある計画としたことによるものでございます。

今後とも、総合計画の事業内容や市債残高の抑制方針との整合性を図りながら保有土地の再取得を進め、引き続き土地開発公社の健全化に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 障害者自立支援法に関して

障害者自立支援法については、6 月議会でも取り上げましたが、この 2～3 ヶ月の間でも自立支援法の深刻な問題性が明らかになってきています。8 月、岐阜県下の共産党の議員団で来年度予算に関する岐阜県交渉を行いました。この場でも、自立支援法の要望が集中しました。岐阜県当局も自立支援法の実態調査を行いました。障害者の利用料の負担は、入所施設では 4 万円から 5 万 1 千円に増え、通所施設では 1 5 0 0 円から 1 7 0 0 0 円に負担が増加していることをあきらかにしました。また、施設側の運営についても、通所施設では 14.4%の減収、入所施設では 5.1%の減収ということです。岐阜県としてもこれらの実態を踏まえ、厚生労働省に対して実態の把握を行うとともに検証して欲しいと書面をもって要望したということです。

1. このように、自立支援法は、施行されて半年もたない段階で、その矛盾、問題性が明らかになってきており、多くの自治体では独自の軽減策を打ち出しています。岐阜県内においても、いくつかの自治体で軽減策を出しています。福祉サービス利用料負担については、県下で 6 つの市で軽減策を出しています。子どものデイサービスの利用料に対して無料化している自治体は、中津川市、瑞浪市、多治見市、飛騨市、関市、可児市で実施されます。また、飛騨市では、居宅介護、外出介護、行動援助サービスの利用料 3%助成や、可児市では授産所への通所の人には利用料を無料にすると 9 月議会で補正予算が組まれます。大垣市も是非独自の軽減策を設置することを求めます。

2. 次に、地域生活支援事業についてお聞きします。この地域生活支援事業は大垣市が実

施主体となって進められるわけですが、大垣市の方針を明らかにしてください。特に、小規模作業所の運営はどうなるのか、自立支援法では地域活動支援センターに移行することになりますが、今のところその具体的な方策については明らかにされていません。また柿の木荘などで行われてきた日帰りショート（日中一時支援事業）についても、10月からどうなるのか心配しておられる障害者の家族の方々がおられます。地域生活支援事業の実施主体は自治体にあり、自治体の裁量でその水準が決まります。

特に問題だと感じている点ですが、この大垣には精神障害者の小規模作業所があります。今まで家族会が中心となって何とか頑張ってきたわけですが、今回の制度移行で、国の補助金も打ち切られ、今後、運営が成り立っていくだろうかと言った不安は大変大きいものです。特に精神障害者の場合、地域社会での受け皿が他の障害者の事業と比べると大変少ないわけです。10月から始まる大垣市の地域生活支援事業の方針をお聞かせください。

3. 障害程度区分の問題です。この10月から、障害程度区分の認定結果によって介護給付や訓練給付など様々な福祉サービスが支給されます。心配されていることは、障害程度区分の判定が障害の実態を反映したものかどうかです。障害程度区分の一次判定は介護保険と同じようにコンピュータで自動的に判定されます。その調査項目も介護保険の要介護認定調査の項目を前提にし、障害者特有の項目を追加したのですが、知的障害者や精神障害者については適性に判定されず低くなるおそれがあるという指摘が専門家や実施する自治体からも声が出ています。そして、障害者や家族からは区分によっては必要なサービス支給が切り下げられるのではないかと不安の声があがっています。

先日、垂井にあります社会福祉法人「あゆみの家」でお話を聞かせていただきました。その時の話ですが、財団法人日本知的障害者福祉協会が障害程度区分の一次判定結果の実態を把握するため、全国的な調査を行ったわけですが、この結果でみるとあゆみの家のような知的障害者の厚生施設で入所者のうち25%しか「施設入所支援」の対象にならないということです。障害程度区分でいうと区分4と区分5・6と判定された人が「施設入所」のサービスが受けられるというわけですが、現在の利用者の4分の1しか対象にならないということです。他に、住まいの場としては、施設だけでなくケアホームとかグループホームがあるわけですが、問題は区分と報酬がリンクしているため、人員配置基準や報酬単価が切り下げられて、施設経営や安全性の問題では大きな影響を受けるということでした。あゆみの家もそうですが、障害者福祉事業の多くは、長年家族や施設の関係者などの努力で築き上げてきた歴史がありますが、今回の自立支援法はこれまでの努力をずたずたにする、まさに“自滅支援法”だと嘆いておられたのが印象的でした。

この障害程度区分の結果により10月から介護給付など利用可能なサービスが決まってくるわけですが、これまでの受けてきたサービスが受けられなくなるのではという不安があがっています。少なくとも今まで受けてきたサービスを低下させることの無いようにもとめますがいかがですか。

## 回 答

障害者自立支援法について、ご答弁申し上げます。

地域生活支援事業の実施につきましては、障害者自立支援法の施行され市町村事業となったことにより、地域の特性や利用者の状況に応じた事業として実施する予定でございます。

主な事業の相談支援事業につきましては、身体、知的及び精神障害別に民間業者に業務委託を行い、専門的な相談に応じてまいります。

日中一時支援事業につきましては、知的障害者及び児童を対象とした、宿泊を伴わない短期入所サービスを、新たに実施してまいりたいと存じます。

地域生活支援センター機能強化事業につきましては、県の補助対象施設となっている精神障害者の小規模作業所が想定されますが、本年度は、現在の運営補助制度に基づき運営されることが決まっております。

その他 6 事業につきましても、現在のサービス水準が低下しないよう努力してまいりたいと存じます。

次に、福祉サービス利用料の軽減策につきましては、本年 4 月から、障害福祉サービス利用料の原則 1 割負担が始まり、利用者の負担は所得によっては増額になっており、低所得者等につきましては、国の軽減措置に基づき軽減をいたしております。

市独自の助成制度につきましては、現在のところ考えておりません。

次に障害者程度認定区分につきましては、場合によってご家族の方や施設の職員の同席を求め、心身の様子を適正に把握するよう努めているところでございます。

認定審査会は、医師や、各障害の特性を理解し地域の障害者の状況を把握している専門家で構成されており、また、調査結果による一時判定結果、概況調査、特記事項及び医師の意見書を基に、適正に審査及び判定をしていただいております。

介護給付の支給決定は、障害程度区分のほか、家族等の介護者及び社会参加の状況などを考慮して、サービスの種類や量について 1 人ひとりの障害者の方のニーズに応えるよう検討しており、サービスの低下を招くことは少ないものと存じます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 再質問

### 3. 岐阜県の裏金問題に関連して

この夏は、岐阜県の裏金問題で大きく揺れました。17億円もの税金を不正に溜めて、飲み食いなどに流用していたことが明らかになりました。9月1日検討委員会から報告書が発表されました。この報告書を見ますと、教育委員会においても1億2912万600

## 平成 18 年度 9 月議会一般質問

0 円の不正経理資金を作っていたことが明らかになりました。これを見ますと「教育委員会においては現地機関や県立学校を含めると、不正な経理による資金作りをしていた所属の割合は約 50.4% であるが、本庁のみでは 81.8%、旅費などの予算が少なく不正な経理による資金作りが困難であった県立学校を除外すると、不正な経理の資金作りが行われていた所属は 8 割を超える」とあります。教育委員会においても、裏金作りは常態化していたことがうかがえます。報告書の「返還の責任」のところで、「返還責任を負うべき対象者」として、「平成 4 年度以降現在までの幹部、梶原前知事、元副知事、元出納長、元代表監査委員と元教育長全員」を挙げています。日比教育長も「元教育長」に当たるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

そこで、日比教育長にお聞きしますが、当時、当時といいますのは教育長時代もですが、そうでない役職の場合もふくめ、裏金問題について知っていたかどうか、また関与する場面があったのかどうかお聞きします。

2 点目は、元幹部職員として「返還の責任」を問われているわけですが、どうされるつもりですか。公職を辞する元幹部の方々もいますが、教育長の責任の取り方はいかがされますか。

3 点目は、大垣市においてはこのような事態は無いと信じていますが、今後の教訓にするために質問します。岐阜県全庁あげての裏金づくりに至ったその原因はどこにあると思いますか。今後このような事態にならないようにするためには何が大切か、教育長の所感をお聞かせください。

## 回 答

県の不正資金問題について、ご答弁申し上げます。

県の不正資金問題に関しましては、県という組織全体での不適正な資金として大きな問題となっておりますが、元県職員として、責任を痛感しております。

この問題につきましては、県のプール資金問題検討委員会がまとめられました、「不正資金問題に関する報告書」のとおりと認識いたしております。

今後、返還等につきましては、県職員の OB として、検討委員会や県の方針にそってまいりたいと存じます。

## 4. 外国籍の子どもの教育について

大垣市は外国人登録者数が 6910 人（平成 18 年 3 月 1 日）でその内日系ブラジル人が 4480 人と県下で可児市についてブラジル人の多い都市です。それなぜかといえば、イビデンや太平洋工業などの下請けを行っている業務請負の職場に多くのブラジル人労働者が働いているからです。そしてその多くの労働者は健康保険に加入していません。先日も NHK でこの問題を取り上げていました、日本の社会保険制度は健康保険と年金とが一体

## 平成 18 年度 9 月議会一般質問

となっており派遣会社の方も、また労働者の方も年金の掛け金まで払うには負担が大きくほとんどが未加入状態になっています。

また、ブラジル人労働者の場合、家族で来日しており、子どもの教育の問題も大きな課題です。8月に行われたわが党の岐阜県交渉でもこの問題について出しました。

県下の外国籍児童生徒の就学状況について尋ねると、県下には約800名の子ども達がいること、外国人学校に入学している子は25%、公立学校には40%、未就学や不明が約3割といった状態ということでしたが、大垣市の実態をお聞かせください。

次に、公立学校における外国籍児童・生徒の学習保障ですが、これについては可児市が先進的な実践を行っておられるということで視察に行ってきました。

可児市では、平成15年・16年と実態調査を行い、不就学の問題についてその対応策を進めていますが、特に初期対応のところでは成果をあげていることがわかりました。可児市では日本語の習得レベルで、3つの段階に分けて対応しています。ステップ1は来日間もない子どもや、日本語がわからない子どもに対して行う初期指導で、外国人児童生徒を集中的に指導する「ばら教室」を開設し、大きな成果をあげているということでした。ここでは、学校生活指導として日本の生活習慣を身に付けてもらうことを重点に給食や掃除のやり方、日本語指導ではあいさつ、日常会話等学校生活で最低必要なことを教えます。2~3ヶ月の間に子ども達の学習意欲は高まり、日本語の習得は急速に良くなるということでした。

ステップ2は、地域の学校に移り、国際教室で本格的に日本語の学習を行います。国際教室は小学校に3教室・中学校で1教室設置されています。ステップ3では通常の授業が受けられるくらい日本語のレベルになると普通クラスで、学習支援で加配された教師が必要に応じて援助を行うというものです。大垣市の外国籍の児童・生徒の小中学校における学習保障の実際と今後の方向を明らかにしてください。

3点目は、人材確保の問題です。一番困っているのはポルトガル語のできる教師や通訳が足りないと聞きます。可児市では県費8人の教師と市費で通訳8人を確保していました。また、外国籍児童生徒対応のコーディネーターを設置し、就学相談や小中学校との連携、各関係者との連絡調整などに当たっていました。大垣市も設置してはいかがでしょうか。

4点目としては、ブラジル人学校など私塾に対する援助や不就学の子どもたちなど教育委員会だけでは対応できない問題や、地域社会との共生の問題、そして最近問題が表面化してきましたが、「偽装請負」などブラジル人労働者の置かれている労働環境の問題があります。これらは、自治体だけではなく企業の責任も問われる課題がふくまれています。矛盾は自治体に集中しやすく、きめ細かな対応が必要ではないでしょうか。大垣市の庁内連絡委員会の役割と今後の課題についてあきらかにしてください。

## 回 答

外国籍の子ども教育について、ご答弁申し上げます。

## 平成 18 年度 9 月議会一般質問

本市に住民登録がなされている学齢期の外国籍の子どもたちは、平成 18 年 8 月末現在、522 人でございます。

教育委員会といたしましては、これらの子どもたちの就学が、希望に応じて確実にできるような体制を整えているところでございます。

学齢期に達した子どもをもつ保護者には、ポルトガル語による就学案内を送付したり、市内に転居された場合には、公立小中学校への編入学についてお知らせしたりしております。

現在、HIRO 学園やポルトセグーロ等のブラジル人対象の学校等に通っている子どもたちを除き、小学校 178 人、中学校 55 人の外国籍児童が在籍いたしております。

その中には、日本語が十分理解できないために、在籍校における生活や学習に適応できない児童生徒がおります。

このような児童生徒を支援するために、基礎的な日本語指導を集中的に行う教室を開設いたしております。そこでは、日本語指導を専門に行う 3 人の教員と、1 人の適応指導員及びポルトガル語通訳 4 人が、指導にあたっております。

4 月以降、34 人がこの日本語教室に通いましたが、そのうち、7 月までの 3 ヶ月間で、19 人の児童生徒が、基礎的な日本語能力を身につけ、本教室を退級することができました。

これらの成果をふまえ、今後は、教科指導の補充を行う事業も展開し、1 人でも多くの外国籍児童生徒が、在籍校での生活や学習に適応できることを目指してまいりたいと考えております。

次に、外国人対策庁内連絡委員会の果たしている役割につきましては、大垣市に在住する外国人の急増に伴い、その対応を組織的かつ円滑に進めるため、平成 14 年 2 月に設置し、関係部局の連絡調整及び関係部局にまたがる事案処理の協議、検討をしております。

現在、市役所内にポルトガル語のできる職員 2 人を配置するほか、外国語による生活ガイドブックや、ポルトガル語、中国語による自治会への加入チラシを作成、配布するなどして、効果をあげているところでございます。

また、市のみでは対応ができない制度的な課題や財政支援につきましては、岐阜県庁に設置されました「岐阜県多文化共生推進本部」との連携や、本市が従来から参画しております「外国人集住都市会議」を通じまして、引き続き要望してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。